

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和3年1月25日

評価者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホームこだななか
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)
指定管理者	名称:社会福祉法人白山福祉会 代表者:理事長 湖山 泰成 住所:川崎市麻生区白山1-1-1 電話:044-712-7722
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線:32422)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	利用者へのサービス改善を目的とした提案や業務改善を行うことで、利用者に合った支援(要介護度の改善、意志の尊重等)に取り組んでいる。 医療的ケアの必要な利用者が増加している中、「褥瘡0」の取組みに力を入れている。また、サービス提供にあたり、職員間の意思統一を図るためのマニュアルの作成「見える化」に継続して取り組んでおり、職員のスキルアップや質の高いケアに努めている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。 収支計画・実績においては、経費削減の取組みをし、結果が表れている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	安全管理については事故を未然に防止する為の内部研修を実施し、事故防止対策委員会により各部署に回覧・情報共有を図る体制をとっている。また必要に応じて適宜マニュアルの作成・更新を行い、原因究明、再発防止に向けた取り組み、迅速な対応を行っている。平成30年度は介助中に死亡事故(入浴後の転倒)が発生し、川崎市の指導のもと、職員教育の徹底や浴室内の構造の改善など再発防止に向けた取り組みを行った。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	窓口・電話相談・ご意見箱の設置をすることで、利用者のニーズを的確に把握している。「こだななか通信」発行等で施設から情報を発信することで、サービス向上に取り組む姿勢が見られる。地域とのつながり強化についても継続して努めてきた。
5	非公募更新のための条件を満たしているか(該当施設のみ)	—

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に57施設整備(令和2年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が49施設、公設民営(指定管理施設)が8施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。 ・個別浴槽の改修、利用者の住まいの環境整備に力を入れ快適に安心して暮らしているように取り組んでいる。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	収支の実績に対しては、各施設で行っていた入所窓口を一本化し、法人全体で取り組むことで稼働率の上昇、収入増加の傾向がみられている。 また、利用者個々の状況に応じた食事を委託から直営厨房に変えて提供したことで、食事が増え、体力維持・入院者数減少にもつながっている。 施設及び設備においては、経年劣化が顕著に現れており、修繕等の対応方法の検討が必要である。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内に複数ある指定管理者制度による特別養護老人ホームの運営形態については、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づき、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していくこととしている。

		当該施設についても、令和3年度の譲渡民設化を目指し募集を行ってきたが、譲渡に応じる法人がなく、現指定管理者からも、当該施設の運営を継続することが困難である旨の意向を受けた。この間、問い合わせが寄せられた法人と調整を継続してきた結果、譲渡民設化に係る申請の意向が示されたため、当該法人の資格審査の手続きを進めてきたが、資格審査終了後、当該法人から申請の取り下げの申し出があった。このため、令和2年度末をもって施設の運営を廃止することとし、譲渡民設化に向けた公募の実施(来年度以降)に向けて、調整を進めていく。
--	--	---

4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。

当該施設については、令和3年度からの運営を担う法人がない状況であり、令和2年度末をもって施設の運営を廃止することとし、現行入居者の移転調整を速やかに行う。また、譲渡民設化に向けた公募の実施(来年度以降)に向けて、調整を進めていく。